

## 令和〇〇年度各務原公園の管理に関する年度協定書（案）

岐阜県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和〇〇年〇月〇日に締結した各務原公園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第26条の規定に基づき、次のとおり、各務原公園（以下「本公園」という。）の管理に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、基本協定に定める本公園の管理運營業務に関し、〇〇〇年度の事業計画及び指定管理料の額、支払方法等の詳細について定めることを目的とする。

（事業計画）

第2条 令和〇〇年度の事業計画は、別記1の事業計画書に定めるとおりとする。

（指定管理料）

第3条 甲は、令和〇〇年度の指定管理料を、別記2に定めるとおり乙に支払うものとする。

（本協定の変更）

第4条 本協定の締結後、その締結内容によることが不相当と認められる事情が生じたときは、基本協定の定めに抵触しない限度において、甲及び乙において協議の上、本協定の規定を変更することができる。

（疑義についての協議）

第5条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項があるときは、基本協定の定めに抵触しない限度において、甲及び乙において協議の上、これを定めるものとする。

甲及び乙は、上記のとおり令和〇〇年度各務原公園の管理に関する年度協定を締結したので、その証拠として本協定書2通を作成し、各通に甲及び乙が記名した上、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 岐阜県  
代表者 岐阜県知事 〇〇 〇〇

乙 (所在地)  
(名称)  
(代表者氏名)

別記2

- 1 甲は、本業務の実施の対価として、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）を支払うものとする。
- 2 乙は、本業務が完了したときは、所定の手続に従って指定管理料の支払いを請求するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、本業務の遂行上必要があると認めるときは、下表に掲げる金額の範囲名において、乙の請求に基づき、指定管理料の前払いをすることができる。
- 4 乙は、前項において、下表に掲げる金額のうち請求時期が経過した金額を請求時期にある金額に合算して、前払いの請求をすることができる。
- 5 甲は、第2項、第3項及び第4項の正当な請求書を受領したときは、その日から30日以内に乙の指定する口座に指定管理料を支払うものとする。

対象月	請求月	金額	備考
4月～6月	4月		
7月～9月	6月		
10月～12月	9月		
1月～3月	12月		